

(要望調査時の提出書類)

- 1 農山漁村振興交付金（都市農業機能発揮対策）実施要領（平成 30 年 3 月 28 日付け 29 農振第 2293 号農林水産省農村振興局長通知）の改正案（以下「実施要領案」という。）第 6 の 1
 - （1）に規定する事業実施計画（別紙様式第 2 号）及び以下の添付資料
 - （1）団体の代表者や会計処理、意思決定方法等が分かる資料（設立趣意書、定款、規約等）
 - （2）事業実施主体の財務状況が分かる資料（過去の決算書、貸借対照表、損益計算書、預金残高証明書等）
 - （3）連携する団体等がある場合には、その団体等の概要が分かる資料
 - （4）事業費の積算資料
 - （5）取組を実施する農地の区域を確認できる資料（市区町村が発行する都市計画証明等）
 - （6）実施要領案第 3 の（1）、2 の（1）及び（2）並びに 3 に係る簡易な施設整備を実施される場合は、整備の概要を示す以下の資料
 - ア 整備予定地の現状写真、計画地区位置図及び計画施設平面図（イメージが分かるもので可）
 - イ 施設の規模決定根拠資料
 - ウ 施設の管理規程又は利用規程（実施要領案第 12 を参照してください。）
 - （7）実施要領案第 3 の 1 の（3）及び 2 の（3）に係る簡易な施設整備を実施される場合は、整備の概要を示す以下の資料
 - ア 整備予定地の現状写真、計画地区位置図及び計画施設平面図（イメージが分かるもので可）
 - イ 施設の規模決定根拠資料
 - ウ 施設の管理規程又は利用規程（実施要領第 12 を参照してください。）
 - エ 取組を実施する農地が人口集中地区内に存在することが確認できる資料
 - オ 事業実施予定の農地が概ね 300 m² 以上の農地であることが確認できる資料

※地方公共団体が事業実施主体の場合は、（1）及び（2）の資料は提出不要です

- 2 農山漁村振興交付金の配分基準について（令和 7 年 6 月 6 日付け 7 農振第 659 号農林水産省農村振興局長通知）の改正案（以下「配分基準通知案」という。）第 2 の 1 に規定する農山漁村振興推進計画（案）（別紙様式 1 号）及び以下の添付資料
 - （1）配分基準通知案別表 1（成果目標に基づくポイント）の規定に基づき設定した成果目標に対する現況値ポイントの根拠が確認できる資料（ただし、現況値ポイントが 0 の場合は、添付不要）
 - （2）配分基準通知案別表 2（事業の継続性に基づくポイント）の番号 3 の評価項目に関する資料
 - ア 事業実施計画に記載された内容が、「事業に必要な予算について、銀行からの融資等により適正に調達を行う計画」である場合は、そのことが確認できる資料
 - イ 事業実施計画に記載された内容が、「事業完了後の持続可能な運営のため、収支計画について、公認会計士や中小企業診断士等の専門家により検証されている」場合、そのことが確認できる資料
 - （3）配分基準通知案別表 3（他施策との連携に基づく加算ポイント）の規定に基づき設定した加算ポイントの根拠が確認できる資料